

○入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針

(平成三十年三月三十日経済産業省告示第五十三号)

最終改正 令和四年四月五日経済産業省告示第九十四号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第五条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定により入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の全部を改正する告示を次のように定める。

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針

第1 総論

1 趣旨

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度(以下「FIT」という。)は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づいて平成24年7月に創設された。FIT創設から9年間で、FITの対象となる再生可能エネルギーの設備導入量が概ね3倍に拡大するといった成果を挙げてきている。また、令和3年10月に策定した「第6次エネルギー基本計画」では、20

30年度（令和12年度）における再生可能エネルギー電気が電源構成比率の36～38%（発電量ベース）を占めるとの見通しを示しており、この実現に向けて、FITには引き続き重要な役割が期待されている。

一方で、FIT創設以来、特に太陽光発電への参入が急拡大し、これに伴ってFITに基づく買取費用総額も急増し、国民負担の増大への懸念が高まっている。このため、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るため、導入が進んだ太陽光発電等については、早期の自立化に軸足を置きつつ、低コストかつ効率的な形での導入を進める仕組みを作る一方で、リードタイムが長く導入の進んでいない電源については、導入拡大を更に強力に推進するための制度改革が求められている。これらの事情を背景に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）が制定され、さらに強靱かつ持続可能な電気供給体制を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）が制定され、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する法律（平成23年法律第108号。以下「法」という。）へと改正されたところである。

改正法により、低コストかつ効率的な再生可能エネルギー発電事業者の参入を促すために、事業者間

の競争を通じた調達価格の決定方式の一つとして、新たに入札制度が導入された。この入札は、法第4条第1項の規定に基づき、入札（法第5条から第8条までに規定する手続によるものをいう。以下同じ。）により法第9条第4項の規定に基づく認定（以下単に「認定」という。）を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときに、入札対象となる交付対象区分等及び特定調達対象区分等（以下「入札対象区分等」という。）を経済産業大臣が指定し、実施するものであり、平成29年度から令和3年度までに太陽光発電設備について11回、バイオマス発電設備について4回、着床式洋上風力発電設備について1回、陸上風力発電設備について1回の入札が行われたところである。

本指針は、法第5条の規定に基づいて定められるものであり、上記の目的を達成するため、また、入札対象区分等において適正な競争を促し入札の公正を図るため、入札を実施する場合の基本事項及び運用方針を、調達価格等算定委員会により行われた平成29年度から令和3年度までの入札結果の検証を踏まえ、定めるものである。

2 定義

本指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 入札参加希望者 入札に参加しようとする者をいう。
- (2) 入札参加者 法第7条第1項の規定に基づき入札に参加することができる旨の通知を受けた者であつて、入札に参加するものをいう。
- (3) 入札参加資格 法第5条第2項第3号及び同条第4項第3号に規定する入札の参加者の資格をいう。
- (4) 入札参加資格の審査 法第7条第1項の通知に当たつて、法第6条の規定に基づき提出された再生可能エネルギー発電事業計画（以下単に「事業計画」という。）が本指針に照らし適切なるものであるかを審査することをいう。
- (5) このほか、本指針において使用する用語は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

3 本指針の適用範囲

本指針は、入札対象区分等に係る入札に参加し、又はしようとする者、入札において落札者として決定した者及び落札に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を実施する認定事業者について適用する。

第2 入札の実施に関する基本的事項

1 入札の実施についての基本的考え方

(1) 我が国全体での低コストかつ効率的な再生可能エネルギーの導入を進めるため、全国一律で行うものとする。これまで特定調達対象区分等を対象としていたが、令和4年度より、交付対象区分等を対象に加えて実施するものとする。

(2) 入札における公正かつ適正な競争を促進するため、入札は入札対象区分等ごとに実施することとする。ただし、バイオマス発電設備については、平成30年度から令和3年度までの入札結果の検証を踏まえ、入札の競争性を確保するため、バイオマス発電設備に係る全ての入札対象区分等の入札を合わせて実施することとする。

(3) 事業機会の分散化と入札に係る手続に要する時間を考慮し、太陽光発電設備に係る入札対象区分

等の入札は、各年度4回の実施とし、陸上風力発電設備及びバイオマス発電設備に係る入札対象区分等の入札は、各年度1回の実施とする。ただし、陸上風力発電設備については、応札量が1,700MWhを超えた場合には、同年度内に追加入札を行うこととする。

(4) 入札参加者が行うべき手続の詳細については、本指針及び本指針に基づき入札実施主体が作成する入札実施要綱により定めることとする。入札実施要綱は、入札実施主体のホームページへの掲載その他の方法により公表することとする。

2 入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等

事業用太陽光発電設備（出力10kW以上の太陽光発電設備）は、FIT創設後、他電源と比べ導入が大幅に進んでおり、FITにおける認定件数のうち約9割を占め、かつ、今後、発電コストが低減することが見込まれる。事業者間の競争をより一層促すため、コスト動向等を勘案して競争が可能と考えられる範囲で、できるだけ多くの事業者を入札対象とする必要があるところ、出力250kW以上の太陽光発電設備は事業用太陽光発電設備のFITにおける認定容量のうち約7割を占めている。また、平成30年度までは出力2,000kW以上、令和元年度は出力500kW以上、令和2年度及び令和3年度は出力250kW以上を入札対象範囲と

していたことを踏まえつつ、入札対象範囲は段階的に拡大することも重要である。一方で、新たなエネルギーミックスの実現に向けて、地域と共生可能な形での太陽光発電の導入加速化を図る必要がある。

また、陸上風力発電設備については、案件の大規模化やメンテナンス方法の改善等による今後のコスト低減ポテンシャルが大きい電源と考えられる。

さらに、一般木質バイオマス及び農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるもの（以下「一般木材等バイオマス」という。）によるバイオマス発電設備並びに農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるもの（以下「バイオマス液体燃料」という。）によるバイオマス発電設備の本制度における認定量は、2030年度に見込んだ導入水準の2倍程度にまで達している。このうち、一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備は、特に大規模事業者間の競争によるコスト低減が見込まれる一方、地域分散型エネルギー源となり得る比較的小規模な案件に配慮することが必要である。また、バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備は、規模に関わらず十分な競争環境が整った状況にある。

したがって、交付対象区分等のうち入札対象区分等は、出力1,000kW以上の太陽光発電設備（ただし

、建物（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第111条に規定する建物をいい、令和4年1月17日以前に設置されていたものに限る。以下同じ。）の屋根に設置する場合を除く。）、出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。以下同じ。）及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備とする。また、特定調達対象区分等のうち入札対象区分等は、出力250kW以上の太陽光発電設備（ただし、建物の屋根に設置する場合を除く。）、出力50kW以上の陸上風力発電設備、出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備（石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。以下同じ。）及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備とする。

3 入札量

入札対象区分等に係る入札量は、それぞれ下記のとおりとする。なお、バイオマス発電設備について入札対象区分等に該当するバイオマス燃料とそれ以外の燃料を混焼する場合は、当該設備の出力に入札対象区分等に該当する燃料の投入比率（以下「入札バイオマス比率」という。）を乗じたもの（以下「入札バイオマス比率考慮後出力」という。）を、入札に付する量とする。

(1) 太陽光発電設備

第12回における入札量は225MW (1,000kW未満が50MW、1,000kW以上が175MWをそれぞれ上限とする)とし、第13回から第15回までの入札量は、以下のとおりとする。

ア 前回入札において、応札量が225MWを下回った場合 225MW

イ 前回入札において、応札量が225MWを上回り、かつ入札量を下回った場合 前回入札における応札されなかった容量に、それぞれの区分における入札量から応札量を差し引いた容量の比を乗じて算出される量を、前回入札の入札量から差し引いた量 (ただし、1,000kW未満は50MW、1,000kW以上は175MWを下限とする)

ウ 前回入札において、応札量が225MWを上回り、かつ入札量を上回った場合 前回入札における応札量と落札量の差分の量の4割に、それぞれの区分における応札量から入札量を差し引いた量の比を乗じて算出される量を、前回入札の入札量に加えた量

(2) 陸上風力発電設備

第2回における入札量は1,300MWとする。ただし、追加入札を実施する場合には、入札量は、第2

回入札において落札されなかった容量の4割の量とする。

- (3) 出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備

第5回における入札量は120MWとする。

4 供給価格上限額

供給価格上限額は、太陽光発電設備については、第12回10.00円、第13回9.88円、第14回9.75円、第15回9.63円、陸上風力発電設備(第2回)については、16.00円とし、追加入札を実施する場合は、第2回入札の加重平均落札価格又は15.00円のいずれか高い額とする。バイオマス発電設備(第5回)については、非公表とし、各回の入札募集開始の日までに設定することとする。

5 基準価格又は調達価格の額の決定の方法

事業者の予見可能性を高める観点から、落札者が入札した額に基づいて基準価格又は調達価格を決定することとする。したがって、入札に基づく基準価格又は調達価格の額は、落札者が入札した額(円/kWh)(調達価格は消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額)とする。

6 入札対象区分等に係る交付期間又は調達期間

(1) 太陽光発電設備に係る交付期間又は調達期間

入札対象でない事業用太陽光発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して3年（認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあつては、5年）を経過した日を運転開始期日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を交付期間又は調達期間とする。

(2) 陸上風力発電設備に係る交付期間又は調達期間

入札対象でない風力発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して4年（認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあつては、8年）を経過した日を運転開始期日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を交付期間又は調達期間とする。

(3) バイオマス発電設備に係る交付期間又は調達期間

入札対象でないバイオマス発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して4年を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を交付期間又は調達期間とする。

7 バイオマス発電設備に係る再生可能エネルギー電気の調達の量の上限及び供給促進交付金の交付対象となる再生可能エネルギー電気の量の上限

バイオマス発電設備については、落札し、認定を受けた後に入札バイオマス比率考慮後出力を増加させた場合、結果として全体の入札量を超過し、当初想定していなかった国民負担が発生することになる。このため、当該発電設備が発電し供給する電力量に、認定時の入札バイオマス比率考慮後出力を当該発電設備の出力で除して得た値を乗じて得た量を、法第2条第5項に規定する特定契約に基づき電気事業者が調達する入札対象区分等に係る再生可能エネルギー電気の量の上限及び法第2条の2第2項に規定する供給促進交付金の交付対象となる再生可能エネルギー電気の量の上限とする。

第3 入札参加資格の審査のための再生可能エネルギー発電事業計画等

1 事業計画の提出方法

入札参加希望者は、施行規則第4条の規定に基づき、「2 事業計画の提出期間」に規定する期間内に、事業計画及び添付書類を入札実施機関に対して提出（電子情報処理組織（入札実施機関の使用に係る電子計算機と、入札参加者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法によるものを含む。）しなければならない。同一の入札の回において、入札大正区文頭に該当する複数の発電設備について入札しようとする入札参加希望者は、発電設備ごとに提出しなければならない。また、落札した場合に速やかに認定を受けることができるよう、入札参加希望者は入札実施機関に提出した書類と同様の書類を経済産業大臣にも提出することとする。

2 事業計画の提出期間

入札参加資格の審査のための事業計画の提出期間は、事業計画の審査に要する期間（原則2週間）、及び入札実施機関が入札に参加できる者に対してその旨を通知するための期間を考慮した上で、入札の回ごとに入札実施要綱においてその期日を定めることとする。

なお、事業計画の提出期間内に入札実施機関に事業計画（添付書類を含む。）が到達しなかった場合は、入札実施機関は当該事業計画を受理しないこととし、入札実施機関はその旨を当該事業計画の提出者に連絡し、当該事業計画を返却することとする。

3 手数料

入札参加希望者は、手数料として、法第7条第9項の規定に基づき政令で定められた額を、事業計画の提出日の翌日から起算して1週間以内に入札実施機関に納付しなければならないこととする。

第4 入札参加資格等

1 入札参加資格に関する基準

入札参加資格に関する基準は、事業計画が、施行規則第5条及び第5条の2（同条第1号を除く。）並びに法第9条第4項第4号に規定する認定に係る基準に適合するものであることとする。なお、施行規則第5条の2第1号に規定する接続の同意に係る基準については、当該同意を得るために一定の期間を要することを考慮し、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。

また、入札対象区分等のうち出力2,000kW以上の太陽光発電設備、出力2,000kW以上の陸上風力発電設

備及び出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備は、比較的大規模なものであることから、地域住民及びその周辺環境に対する配慮は不可欠である。よって、地域との共生を図るための取組を求めるとし、次に掲げる事項を入札参加資格に関する基準に加えることとする。

(1) 発電設備の設置を予定する場所が属する自治体（都道府県及び市区町村をいう。以下「自治体」という。）に事業計画についての説明を行い、かつ、関係法令及び条例に基づき必要な手続について自治体に確認及び相談を行っていること。

(2) 自治体からの助言又は指導があった場合にあつては、当該助言又は指導を踏まえ適切に対応していること。

その他、入札実施機関に手数料を期限までに納付していることを入札参加資格に関する基準とする。

2 入札参加の可否に関する通知

(1) 入札実施機関は、原則、入札参加資格の審査のための事業計画の提出があつた日（当該事業計画が入札実施機関に到達した日）の翌日から起算して1ヶ月以内に、当該事業計画の提出者に対し、

法第7条第1項の規定に基づきその入札への参加の可否を通知することとする。同一の入札の回において複数の発電設備について事業計画が提出された場合には、発電設備ごとに通知することとする。

(2) 入札実施機関は、入札に参加することができない旨を通知するに当たって、入札への参加が認められない理由を付すとともに、通知を行った日から起算して5日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(3) 入札実施機関は、(2)の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、入札への参加が認められない理由について説明を求めることができる最終日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者について入札への参加が認められた場合においては、当該入札に参加することができない旨の通知を取り消し、入札に参加することができる旨を通知することとする。

(4) 入札実施機関は、入札に参加することができない旨を通知した者について、当該通知を行った日から当該通知に係る入札の結果が公表されるまでの間に、当該者が入札参加資格に関する基準に適合

しなくなった場合、当該者に対する当該通知を取り消し、入札に参加することができない旨を通知することとする。この通知について、(3)の規定を準用することとする。

第5 入札の実施等

1 入札の実施方法

(1) 入札は、電子情報処理組織を使用する方法により行うこととする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(2) 入札参加者は、供給価格及びその用いる再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあつては、入札バイオマス比率考慮後出力）について入札する。供給価格については、円単位で、小数点以下第2位まで定めるものとする。なお、同一の入札の回において、複数の発電設備について入札しようとする者は、発電設備ごとに入札することとする。

(3) 入札参加者が(2)の規定に基づき入札した発電設備の出力（バイオマス発電設備にあつては、入札バイオマス比率考慮後出力）が、当該入札参加者に係る入札参加資格の審査のための事業計画に記載したものと異なる場合には、当該入札は無効とする。

- (4) 入札参加者が「2 (1) 第1次保証金」に基づき第1次保証金（「2 保証金」に規定する第1次保証金をいう。）の全額を提供期限までに入札実施機関に提供したことが確認できない場合には、当該入札は無効とする。
- (5) 入札に参加することができ旨の通知をした者でない者による入札、入札参加資格の審査のための事業計画に虚偽の記載をした者による入札その他の不正な入札は無効とする。
- (6) 太陽光発電設備において、1,000kW未満又は1,000kW以上のいずれかの区分において応札量が入札量を下回り、もう一方の区分において応札量が入札量を上回った場合には、両区分の入札量の合計の79%の量に両区分の応札量の合計が達するまで、応札量が入札量を上回った区分において低価格非落札者から順次追加の落札者を決定する。
- (7) 入札における最後の順位の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあつては、入札バイオマス比率考慮後出力）のうち入札量を超える分について落札がなかつたものとされ、当該落札者が「2 (2) イ 第2次保証金の提供期限」に規定する期限までに落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したときは、供給価格上限額を超えない供給価格で入札した非落札

者(落札者以外の入札参加者をいう。以下同じ。)のうち、低価の非落札者から順次当初の最後の順位(落札者が落札した容量に達するまでの非落札者をもって、1回に限り、改めて落札者(以下「繰上げ落札者」という。))として決定するものとする。なお、同価で入札をした非落札者が2以上ある場合には、くじで繰上げ落札者の順位を決定するものとする。

2 保証金

恣意的に供給価格を低く設定して複数の入札を行うこと等による入札の不正操作や過大な価格競争を防ぎ、適正な入札の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金(以下「第1次保証金」という。)を求めるとする。また、入札対象区分等においては、落札者のみが認定を取得し事業実施することとが可能となるため、落札者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、落札者に対する保証金(以下「第2次保証金」という。)を求めるとする。

入札参加者は、保証金に相当する額を入札実施機関に提供することを担保する書面(当該保証金に相当する額の提供を担保する者(以下「保証者」という。))が入札実施機関が定めるものに該当する場合に限る。以下「保証書」という。)を入札実施機関に提出することにより、第1次保証金及び第2次保

証金の提供に代えることができる。この場合において、入札実施機関は、当該保証書を返還することにより、保証金の返還に代えることとする。また、入札参加者は、保証金の全額を入札実施機関に提供することにより、入札実施機関から当該保証書の返還を受けることができることとする。

なお、同一の入札の回において、複数の発電設備について入札する者は、第1次保証金及び第2次保証金のいずれについても発電設備ごとに提供することとする。

(1) 第1次保証金

ア 第1次保証金の額

第1次保証金の単価は、500円/kWとする。したがって、入札参加者が入札実施機関に提供すべき第1次保証金の額は、当該入札参加者の当該入札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあつては、入札バイオマス比率考慮後出力）に当該単価を乗じて得た額とする。

イ 第1次保証金の提供期限

第1次保証金の提供期限は、入札参加者が入札を行う日の前日までとする。ただし、当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その直前の平日（土曜日を除く。）を当該期限とする。

ウ 第1次保証金の返還及び第2次保証金への充当

入札実施機関は、入札参加者のうち、落札者として決定した者及び「(4) 保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、入札の結果が公表された日の翌日から起算して2週間以内に、当該者が提供した第1次保証金の額を返還することとする。

落札者が提供した第1次保証金は、当該落札者に返還せず、当該落札者が入札実施機関に提供すべき第2次保証金に充当する（落札者が第1次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合においては、当該保証書は当該落札者に返還せず、当該落札者が入札実施機関に提供すべき第2次保証金の一部に係る保証書とみなす）こととする。

(2) 第2次保証金

ア 第2次保証金の額

第2次保証金の単価は、5,000円/kWとする。したがって、落札者が入札実施機関に提供すべき第2次保証金の額は、当該落札者が落札した再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設

備にあつては、入札バイオラス比率考慮後出力)に当該単価を乗じて得た額とする。ただし、「(1)ウ 第1次保証金の返還及び第2次保証金への充当」の規定により、落札者が第1次保証金として提供した額が第2次保証金に充当される(落札者が第1次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあつては、当該保証書が第2次保証金の一部に係る保証書とみなされる)ため、落札者が第2次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該落札者が提供すべき第2次保証金の額から当該落札者が第1次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

イ 第2次保証金の提供期限

第2次保証金の提供期限は、当該落札に係る入札の結果が公表された日の翌日から起算して2週間以内とする。ただし、年末年始等の期間が含まれる場合には、入札実施機関が当該期間を考慮して定める日までとする。また、繰上げ落札者に係る第2次保証金の提供期限は、入札実施機関が定める日までとする。

ウ 第2次保証金の返還又は翌年度の入札の第1次保証金及び第2次保証金への充当

入札実施機関は、落札者が当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー

一電気の供給を開始した場合には、原則として、当該供給を開始した日の翌日から起算して3カ月以内に、当該落札者が提供した第2次保証金の額を、当該落札者（再生可能エネルギー発電事業者の変更の認定があつた場合には、当該変更後の再生可能エネルギー発電事業者をいう。以下このウにおいて同じ。）に返還することとする。ただし、当該落札者が「(4) 保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した場合においては、この限りでない。この場合において、当該落札者が「第6 2 落札者の認定の取得期限」で定める期限までに認定を取得できないときは、当該落札に係る事業計画について当該期限の経過後初めて実施される入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に、1回に限り、第2次保証金を繰り越し、当該入札の第1次保証金及び第2次保証金に充当することができる（当該落札者が第2次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあつては、当該保証書を当該入札の第1次保証金及び第2次保証金に係る保証書とみなすことができる）こととする。

エ 第2次保証金の提供に関する不備等

第2次保証金の提供期限までに第2次保証金の全額が入札実施機関に提供されていることを確認

できない場合は、当該落札者の落札は無効とする。

(3) 保証金の免除

ア 入札参加者の再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業が地方公共団体による直接の出資を受けたものである場合又は当該再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第3項に基づき設備整備計画の認定若しくは地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項に基づき地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けためである場合は、第1次保証金及び第2次保証金のいずれについても免除する。

イ これまでの入札において当該案件が電源接続案件一括検討プロセスの対象となったことを理由に辞退がなされた結果として保証金が没収となった案件と同一の案件である場合であつて、既に電源接続案件一括検討プロセスに参加しており当該プロセスにおいて認定取得期限までの接続同意が見込まれることが確認できた場合には、これまでの入札において没収となった第1次保証金又は第2次保証金の額と同額を第1次保証金又は第2次保証金から免除する。

(4) 保証金の没収に関する事項

ア 没収事由及び没収額

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令(平成29年経済産業省令第5号)第5条に規定する入札実施指針に定める事由(以下「没収事由」という。)は次の表のとおりとし、没収事由に該当した場合に同条の規定に基づき国庫納付すべき額(以下「没収額」という。)はそれぞれ次の表のとおりとする。

	保証金の種類	没収事由	没収額
1	第1次保証金	「1 入札の実施方法(5)」の規定により入札が無効とされたこと。	全額
2	第1次保証金	入札参加者が入札したときから入札の結果が公表されるまでの間に入札参加資格に関する基準のいずれかに適合しなくなったこと。	全額
3	第1次	当該入札参加者が落札したにもかかわらず、第2次保証金の提供期限ま	全額

	保証金	でに第2次保証金の全額を提供していることが確認できなかったこと（入札における最後の順位の落札者（繰上げ落札者のうち最後の順位の者を含む。）が、入札した発電設備の出力（バイオマス発電設備にあつては、入札バイオマス比率考慮後出力。第5号、第13号及び備考において同じ。）のうち一部について落札がなかったものとされ、その結果により事業を中止した場合を除く。）。	
4	第2次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。	全額
5	第2次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を20%以上減少させたこと。	全額
6	第2次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。	全額
7	第2次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと。	全額

	保証金		
8	第2次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を3kW以上増加させたこと。	全額
9	第2次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設したこと（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合に限り、当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であつて当該電気を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該電気の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合又は令和4年4月1日以降に新たに法第9条第4項の認定を受けた場合であつて市場取引等によつて電気を供給する事業を行う場合を除く。）。	
10	第2次	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が当該落札に係るバイオマ	全額

保証金	<p>ス以外のバイオマスを用いるバイオマス発電設備であるときは、次に掲げる変更をしたこと。</p> <p>ア 当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を40%以上減少させる変更</p> <p>イ 当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を増加させる変更（当該合計のバイオマス比率考慮後出力に増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に当該変更前の当該合計のバイオマス比率（以下「調達上限比率」という。）を乗じて得た量（以下「調達上限量」という。）を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合を除く。）</p> <p>ウ 調達上限比率を増加させる変更</p>
-----	--

		<p>エ 当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスに係る再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更（当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあつては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあつては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が20%以上である場合に限る。）</p>	
11	第2次保証金	<p>当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したことで。</p>	全額
12	第2次保証金	<p>当該落札に係る事業計画の認定取得期限までに認定を取得しなかったこと（当該事業計画について、当該認定取得期限後に当該事業計画の提出期</p>	全額

		間を開始する最初の入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札する場合を除く。)	
13	第2次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を減少させたこと（当該減少が当該発電設備の出力の20%未満である場合に限る。）。	出力減少分相当額
14	第2次保証金	落札者が第1次保証金及び第2次保証金の提供に代えて入札実施機関に提出した保証書の効力が消滅するまでに、有効な別の保証書の提出がなかったこと（当該保証書の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を入札実施機関に納付した場合を除く。）。	全額
15	第2次保証金	落札者が入札に当たり談合等の不正行為を行ったこと。	全額
16	第2次保証金	落札者たる法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当すること。 ア 当該法人等が暴力団であること、又は当該法人等の役員等（個人で	全額

ある場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）であること

イ 当該法人等の役員等が、自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること

ウ 当該法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社

会的に非難されるべき関係を有していること

備考 出力減少分相当額は、次の算式により算出された額とする。

$$A \times X \cdot Y$$

この算式において、A、X及びYの意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 第2次保証金の額

X 減少させた出力の値

Y 落札した出力の値

イ 保証書に係る保証債務の履行

入札参加者又は落札者が保証金の提供に代えて入札実施機関に保証書を提出した場合において、没収事由に該当したことにより入札実施機関が当該保証書に係る保証書に当該保証書に係る保証債務の履行の請求を行ったときは、当該保証者は、入札実施機関が定める日までに当該没収事由に係る没収額に相当する額を入札実施機関に提供しなければならないこととする。

(5) 不可抗力事由による第2次保証金没収の免除

大規模災害など落札前には予見することが困難な事象が発生した場合における第2次保証金の没収（落札者が保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあつては、入札実施機関が、当該落札者及び当該保証書に係る保証者に対して没収額に相当する額の提供を求めるとをいう。以下この（5）及び（6）において同じ。）による事業リスクを低減し、健全な入札環境を整備するため、落札に係る再生可能エネルギー発電事業について第2次保証金の没収事由に該当する場合であつても、次に掲げるとおり不可抗力事由を適用することにより、第2次保証金の没収を免除することができるとする。

ア 不可抗力事由の範囲

不可抗力事由の範囲は、公共事業等による落札に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の収用、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する災害（以下「激甚災害」という。）による直接の被害及び戦争等の武力の行使による直接の損害等とする。

イ 不可抗力事由の適用による第2次保証金の没収の免除を受けるための要件

落札者が、第2次保証金の没収の免除を受けるためには、「(5)ア 不可抗力事由の範囲」に掲げる不可抗力事由に該当した上で、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならないこととする。また、次の(ア)又は(イ)に該当する場合にあつては、当該要件を満たしていることについて、経済産業大臣又は入札実施機関が行う現地調査による確認を受けなければならないこととする。

(ア) 落札に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の収用が、当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業について第2次保証金の没収事由に該当せざるを得ない程度のものであること。

(イ) 激甚災害又は戦争等の武力の行使により、落札に係る再生可能エネルギー発電事業を行う事業者の本社、当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該発電設備若しくはその設置場所に、当該再生可能エネルギー発電事業について第2次保証金の没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること。

(ウ) 事業計画に、あらかじめ、接続に係る工事費負担金の予定額が記載されている場合であつて、接続に係る工事費負担金の額が、落札後に、事業者の責めに帰することができない事由によ

り、当該事業計画に記載された予定額よりも上回ったことを証する書類を提出すること。

ウ 不可抗力事由が適用可能な第2次保証金没収事由

適用することにより第2次保証金の没収を免除することができる不可抗力事由と第2次保証金没収事由の対応関係は、それぞれの事由の性質を踏まえ、入札実施機関が定めるものとする。

(6) 没収通知等に関する事項

ア 第1次保証金の没収通知等

(ア) 入札実施機関は、「(4) 保証金の没収に関する事項」の規定に基づき第1次保証金を没収した場合は、その旨を当該第1次保証金に係る入札参加者に対し通知するものとする。

(イ) 入札実施機関は、(ア)の通知に当たって、その没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して5日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(ウ) 入札実施機関は、(イ)の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、回

答するものとする。説明を求めた者が「(4) 保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、(ア)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

イ 第2次保証金の没収通知等

(ア) 入札実施機関は、「(4) 保証金の没収に関する事項」の規定に基づき第2次保証金を没収した場合は、その旨を当該第2次保証金に係る認定事業者に対し通知するものとする。

(イ) 入札実施機関は、(ア)の通知に当たって、その没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して5日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(ウ) 入札実施機関は、(イ)の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「(4) 保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められる場合においては、(ア)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するも

のとする。

3 落札者決定の通知

入札実施機関は、法第7条第7項の規定により落札者に落札者として決定した旨を通知する場合には、様式第1により行うものとする。

4 入札の結果の公表

入札実施機関は、入札の結果について、原則、当該入札の受付を終了した日の翌日から起算して2週間以内に、次に掲げる事項を入札実施機関のホームページへの掲載その他の方法により公表することとする。

(1) 入札の結果

- ア 入札参加資格の審査のために提出された事業計画数の合計
- イ 入札件数の合計
- ウ 入札された再生可能エネルギー発電設備の出力の合計
- エ バイオマス発電設備にあつては、入札された設備の入札バイオマス比率考慮後出力の合計

(2) 落札の結果

ア 落札者名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

イ 落札に係る供給価格の額（落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置を予定する場所と同一地点を含む場所に設置される再生可能エネルギー発電設備について、当該落札に係る入札の回より前の回（以下「過去入札」という。）において入札があつた場合にあつては、過去入札において入札された供給価格及び過去入札において入札に係る再生可能エネルギー発電事業が中止された理由を併せて公表することとする。）

ウ 落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力

エ バイオマス発電設備にあつては、落札に係るバイオマス発電設備の入札バイオマス比率及び入札バイオマス比率考慮後出力

第6 落札者の認定の申請

1 落札者における認定の申請の期限

落札者は、落札後速やかな認定の取得が求められるため、申請の準備期間等を考慮し、当該落札に係

る入札の結果が公表された日の翌日から起算して1ヶ月以内に認定の申請をしなければならぬこととする。

2 落札者の認定の取得期限

落札に係る再生可能エネルギー発電事業については、入札の結果が公表された時において調達価格が決定するため、速やかな事業実施を促すべきである。したがって、落札者は、当該落札に係る入札の結果が公表された日の翌日から起算して7ヶ月以内に認定を受けなければならないこととする。

3 落札に係る認定の失効

落札に係る認定事業者が「第7 落札者決定の取消し等」に規定する落札者決定の取消し事由に該当した場合、当該落札に係る認定は失効するものとする。

第7 落札者決定の取消し等

1 落札者決定の取消し事由

落札に係る再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該落札者に係る落札者決定を取り消すこととする。

- (1) 落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。
- (2) 落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力（バイオマス発電設備にあつては、入札バイオマス比率考慮後出力）を20%以上減少させたこと（バイオマス発電設備であつて、バイオマス燃料の供給に係る設備の故障により入札対象区分等に係るバイオマス燃料の投入量を減らさざるを得ず、連続する2年間に満たない範囲で当該入札バイオマス比率考慮後出力が20%以上減少する場合を除く。）。
- (3) 落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を20%以上減少させたこと。
- (4) 落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと。
- (5) 落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を3kW以上増加させたこと。
- (6) 当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設したこと（当該設備に係る太陽電池の合計出力

が当該設備の出力よりも大きい場合に限り、当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であつて当該電気を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該電気の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合又は令和4年4月1日以降に新たに法第9条第4項の認定を受けた場合であつて市場取引等によつて電気を供給する事業を行う場合を除く。

- イ 当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を40%以上減少させる変更
- ロ 当該設備において用いるバイオマスに係る合計のバイオマス比率を増加させる変更（当該合計のバイオマス比率考慮後出力が増加がない場合又は当該設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合を除く。）

ウ 調達上限比率を増加させる変更

- エ 当該落札に係るバイオマス以外のバイオマスに係る再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとのバイオマス比率を増加させる変更（当該設備を用いて行う発電に係る電気の供給量（併せて当該設備の出力を減少させる場合にあつては、当該減少前の出力を基礎とした電気の供給量）に占める当該増加に係る再生可能エネルギー電気の量（調達上限量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該部分の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合にあつては、当該調達上限量に含まれる部分に限る。）が20%以上である場合に限る。）
- (8) 落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したこと。
- (9) 落札に係る事業計画の認定取得期限までに認定を取得しなかったこと。
- (10) 落札者が第2次保証金の全額を第2次保証金の提供期限までに提供しなかったこと。
- (11) 落札者が第1次保証金及び第2次保証金の提供に代えて入札実施機関に提出した保証書の効力が消滅するまでに、有効な別の保証書の提出がなかったこと（当該保証書の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を入札実施機関に納付した場合を除く。）。
- (12) 落札者が入札に当たり談合等の不正行為を行ったこと。

(13) 落札者たる法人等が次のいずれかに該当すること。

ア 当該法人等が暴力団であること又は当該法人等の役員等が暴力団員等であること

イ 当該法人等の役員等が、自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること

ウ 当該法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること

(14) 落札者が経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けていること。

2 落札者決定の取消し通知

(1) 入札実施機関は、「1 落札者決定の取消し事由」の規定に基づき落札者決定を取り消した場合、当該落札に係る認定事業者に対し、様式第2によりその旨を通知するものとする。

(2) 入札実施機関は、(1)の通知に当たって、その落札者決定の取消しの理由を付すとともに、通知

を行った日から起算して5日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(3) 入札実施機関は、(2)の説明を求められたときは、原則として、落札者決定の取消しの理由について説明を求めることができる最終日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「1 落札者決定の取消し事由」に規定する事由に該当しないと認められる場合においては、(1)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。
 - 2 この告示の施行前に実施された入札に関する手続等については、なお従前の例による。
- 附 則（平成三十一年三月二十九日経済産業省告示第七十五号）
- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
 - 2 この告示の施行前に実施された入札に関する手続等については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月十四日経済産業省告示第三号）

この告示は、令和元年五月十五日から施行する。

附 則（令和元年十二月二十六日経済産業省告示第百五十九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日経済産業省告示第六十四号）

1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

2 この告示の施行前に実施された入札に関する手続等については、「第2 入札の実施に関する基本的事項」6(1)に係る部分を除き、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月三十一日経済産業省告示第六十五号）

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

2 この告示の施行前に実施された入札については、なお従前の規定を適用する。

附 則（令和四年四月五日経済産業省告示第九十四号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に実施された入札については、なお従前の規定を適用する。